株主各位

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 株式会社シグマクシス・ホールディングス 代表取締役社長 富 村 隆 一

第15期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第15期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されました のでご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項

- 1. 第15期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第15期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件 上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

原案どおり承認可決されました。定款変更の内容は後述のとおりであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 9名選任の件

原案どおり承認可決され、取締役(監査等委員である取締役を除く)に富村隆一、田端信也、内山その、太田寛、柴沼俊一、近藤秀一、山口浩明、山本麻記子の各氏が再選され重任し、新たに吉田真貴子氏が選任され就任いたしました。なお、近藤秀一、山口浩明、山本麻記子、吉田真貴子の各氏は、社外取締役であります。

以上

定款変更内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
第 13 条 (株主総会の招集権者)	第 13 条 (株主総会の招集権者)
法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会は、代表取締役	法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会は、 <u>取締役の中</u>
<u>社長</u> がこれを招集する。 <u>但し、代表取締役社長がこれを招集する</u>	から取締役会の決議により選ばれた者がこれを招集する。
ことができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の	
取締役がこれを招集する。	
第14条 (株主総会の議長)	第 14 条 (株主総会の議長)
株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。但し、代	株主総会の議長は、取締役の中から取締役会の決議により選ば
表取締役社長が議長の職務を行うことができないときは、取締役	<u>れた者</u> がこれに当たる。
会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	
第 20 条 (取締役の任期)	第20条 (取締役の任期)
1. (条文省略)	1. (現行通り)
(新 設)	2. 任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を
	除く。)の補欠又は増員として選任された取締役(監査等委員で
	ある取締役を除く。) の任期は、退任した取締役(監査等委員で
	ある取締役を除く。) 又は他の在任取締役(監査等委員である取
	締役を除く。) の任期の満了する時までとする。
(新 設)	3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の取締役(監
	査等委員である取締役を除く。) の選任決議が効力を有する期間
	は、当該決議後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの
	に関する定時株主総会開始の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了す	$\underline{4.}$ 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了す
る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時	る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時
に満了する。	に満了する。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠とし	5. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠とし
て選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等	て選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等
委員である取締役の任期の満了する時までとする。	委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員	6. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員
である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年	である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年
以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総	以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総
会開始の時までとする。	会開始の時までとする。

変 更 前 定 款	変更後定款
第 21 条 (代表取締役及び役付取締役)	第 21 条 (代表取締役及び役付取締役)
1. 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。) の	1. 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の
中から2名以内の代表取締役を選定する。	中から代表取締役を選定する。
2. (条文省略)	2. (現行通り)
第 22 条 (取締役会の招集権者)	第 22 条 (取締役会の招集権者)
法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会は、代表取締役	法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会は、取締役の中
<u>社長</u> がこれを招集する。但し、代表取締役社長がこれを招集する	から取締役会の決議により選ばれた者がこれを招集する。
ことができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の	
取締役がこれを招集する。	
第24条 (取締役会の議長)	第 24 条 (取締役会の議長)
取締役会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。但し、代	取締役会の議長は、取締役の中から取締役会の決議により選ば
表取締役社長が議長の職務を行うことができないときは、取締役	<u>れた者</u> がこれに当たる。
会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	

以上